

東京都商品等安全対策協議会報告 ～「子供に対するライターへの安全対策」～

**危険！！ライターは幼い子供でも点火でき、重大事故が発生しています！**

**「チャイルドレジスタンスに関する法的規制が必要」などを提言**

本日、東京都商品等安全対策協議会から、「子供に対するライターへの安全対策」について東京都に報告書が提出されましたので、お知らせします。

1 報告書の主な内容

- (1) 子供のライター使用により発生する事故の状況  
子供の火遊びによる火災の7割以上はライターが原因  
東京消防庁管内において、ライターが発火源の火災で平成19年には3人、平成20年には2人の死者  
ライターによる火遊びの行為者が5歳未満の子供の場合、死傷者等発生率は約8割、一度に複数の子供が死亡する悲惨なケースも  
子供がライターを玩具と間違え火傷することや、家庭にあるライターで遊んでいて火傷することも

様々な形状をしたライター

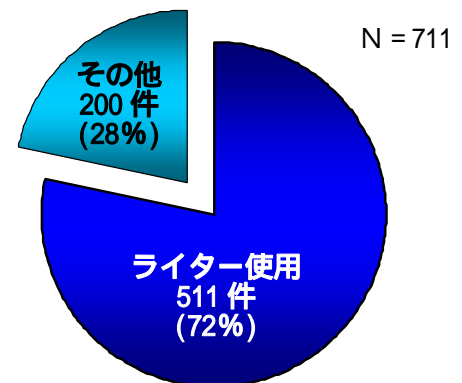


- (2) 海外の子供に対するライターの規制状況(チャイルドレジスタンス)

アメリカでは、平成6年に規制を開始し、平成10年には火災による死傷事故がほぼ半減  
EUは、平成18年から加盟国25カ国で規制を義務化  
オーストラリア、ニュージーランドなどでも欧米と同様の規制を実施

チャイルドレジスタンスとは、子供が簡単に操作できないようにすること。例えば、2つ以上の操作を同時にしないと点火しない、点火ボタンが重く、ある程度の力をかけないと押せないなど。

過去10年間の子供(12歳以下)の火遊びによる火災件数  
(平成11年～20年 東京消防庁管内)



出典：「火災の実態」(東京消防庁)

- (3) 国内に流通するライターの状況  
年間約6億個のライターが流通し、その8割以上が輸入品  
ライターの安全対策やチャイルドレジスタンスに関する法的規制はない

出火原因別死傷者等発生率  
(東京消防庁管内)

原因		死傷者発生率
ライターによる火遊び	行為者年齢 5歳未満	79.6%
	行為者年齢 5歳以上 12歳以下	33.2%
	たばこ	21.0%
ガステーブル等		46.3%
花火		5.2%

出典：「火災の実態」(東京消防庁)

- (4) 子供に対するライターの安全対策に係る提言

**子供に対するライターの安全対策の実施**

- ・ライターにチャイルドレジスタンスに関する法的規制が必要
- ・当面は、事業者などによる自主的な取組が必要
- 子供のライターの誤使用防止のための消費者への普及啓発
- ・消費者への積極的な注意喚起・普及啓発
- ・教育機関等への働きかけ

報告書はこちらからご覧ください。  
東京くらしWEB「くらしの安全情報サイト」  
<http://www.anzen.metro.tokyo.jp/>

**【問い合わせ先】**

生活文化スポーツ局消費生活部生活安全課  
担当：荒木、丹野  
電話：03-5388-3057(直通)、29-850、853(内線)

## 2 東京都の対応

### (1) 国及び事業者団体への要望

下記のとおり国及び事業者団体に対して要望します。

#### 要 望 先 等 一 覧

	要 望 先	内 容
国	・ 消費者庁	・ライターへのチャイルドレジスタンス機能の付加について法律による規制を行うことを検討すること。 ・子供の保護者に対し、ライターの取り扱いについて注意喚起すること。
	・ 経済産業省	・ライターへのチャイルドレジスタンス機能の付加について法律による規制を行うことを検討すること。
事業者団体	・ 社団法人日本喫煙具協会	・ライターへのチャイルドレジスタンス機能を付加することについて検討すること。 ・店頭で子供に配慮した販売方法に注意を払うこと。 ・子供が興味を示すような形状をしたライターなどを販売しないよう努めること。 ・ライターに起因する事故情報の収集に努めること。
	・ 日本チェーンストア協会 ・ 社団法人日本フランチャイズチェーン協会	・店頭で子供に配慮した販売方法に注意を払うこと。 ・子供が興味を示すような形状をしたライターなどを販売しないよう努めること。

### (2) 消費者への注意喚起

幼い子供によるライターを使った火遊びが、火災による死傷者を出すなどの重大な事故につながっています。国内には、子供が簡単に操作できるライターが多く流通していますので、特に子供のいる家庭では、次のことに注意しましょう。

**子供の手の届くところに、ライターを置かないこと。**  
**子供にライターを触らせたり、ライターで遊ばせたりしないこと。**  
**子供でも簡単に操作できるライターを極力購入しないこと。**  
**理解できる年齢になったら、子供に火の怖さを教えること。**

今後、ホームページや情報誌等を用い、注意喚起等を行っていきます。

## 東京都商品等安全対策協議会の概要

### 1 協議会の目的

商品の使用又はサービスの利用に伴う危害を防止し、都民の安全な消費生活を確保するため、消費者及び事業者等が商品やサービスの安全について検討を行う東京都商品等安全対策協議会（以下「協議会」という。）を設置し、商品等の安全に係る都の施策の効率的な推進を図る。

### 2 テーマ

子供に対するライターの安全対策

### 3 テーマ選定理由

上記テーマの選定理由は次のとおりである。

- (1) 子供のライター使用による火災の件数は、一向に減少していない。
- (2) このような火災は死者・負傷者を招き、建物が延焼するような重大な事故につながるケースが多い。
- (3) 日本には、欧米などのような子供が簡単に操作できないようにする、いわゆるチャイルドレジスタンス機能に関する規制がないため、子供でも簡単に操作できるライターが流通している。

### 4 協議期間

平成 21 年 7 月 31 日（金）～平成 21 年 11 月 18 日（水）（開催回数：4 回）

### 5 委員及び特別委員名簿

委員種別	氏名	現職
委員	鎌田 環	独立行政法人国民生活センター 商品テスト部 調査役
	小林 睦子	みらい子育てネット東京 会長
	詫間 晋平	くらしき作陽大学 子ども教育学部 教授
	清水 洋文	東京消防庁 防災部 生活安全課長
	持丸 正明	独立行政法人産業技術総合研究所 デジタルヒューマン研究センター 副センター長
	山上 紀美子	社団法人全国消費生活相談員協会 理事長
特別委員	小野 裕嗣	特定非営利活動法人キッズデザイン協議会 専務理事
	仲野 純一	社団法人日本喫煙具協会 専務理事
	山中 龍宏	緑園こどもクリニック 院長

（委員種別ごとに 50 音順、敬称略。      ：会長、      ：副会長）

# 子供に対するライターへの安全対策 報告書

～東京都商品等安全対策協議会報告書の概要～

## 1 子供に対するライターへの安全対策の必要性

協議会のテーマとして、「子供に対するライターへの安全対策」を選定した理由は次のとおりである。

なお、協議会における「ライター」とは、タバコなどに点火する目的で使用されるもので、数百円程度までの比較的安価なライター及び子供が興味を持つような形状などをしたライターのことである。

子供のライター使用による火災の件数は一向に減少していない。

このような火災は死者・負傷者を招き、建物が延焼するような重大な事故につながるケースが多い。

日本には、欧米などのようなチャイルドレジスタンス機能に関する規制がないため、子供でも簡単に操作できるライターが流通している。



ライターの一例

### (1) 子供が関係したライター使用により発生する事故の状況

東京消防庁管内(都内のうち東久留米市、稲城市及び島しょ地区を除く。)において平成 11 年から平成 20 年までの過去 10 年間に、火遊びでの火災のうち、12 歳以下の子供によるものが 711 件発生している。火遊びに使用したものはライターが最も多く 511 件であり、72%を占める(図 1 参照)。

一方、東京消防庁管内における平成 20 年中に 14 歳未満の子供による火遊びが原因の火災は 168 件発生しており、前年と比較すると 38 件の増加となっている。

また、死者は 2 人発生しており、過去 5 年間で、前年に次いで多い。

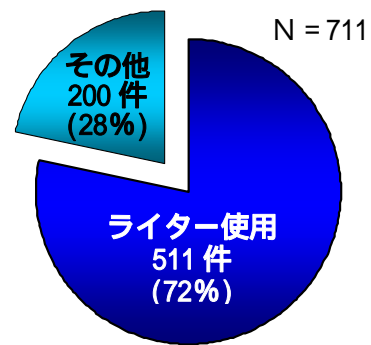


図 1 火遊びによる火災件数

表 1 年別火遊びによる火災状況

年別	火災件数							車両	その他	死者	負傷者
	合計	建物				ぼや					
		合計	全焼	半焼	部分焼						
16	220	71	1	6	10	54	-	149	-	43	
17	163	57	2	3	15	37	-	106	1	28	
18	152	68	3	-	20	45	3	81	-	34	
19	130	48	1	4	17	26	-	82	3	42	
20	168	62	-	2	15	45	3	103	2	30	

図 2 のとおり、ライターが発火源の火遊びによる火災件数は火遊びによる火災の 3 割から 5 割近くを占めている。

重大事故につながってしまったケースとして、平成 20 年に東京消防庁管内において火遊びにより死者 2 人が発生した火災事故の概要について表 2 に示す。

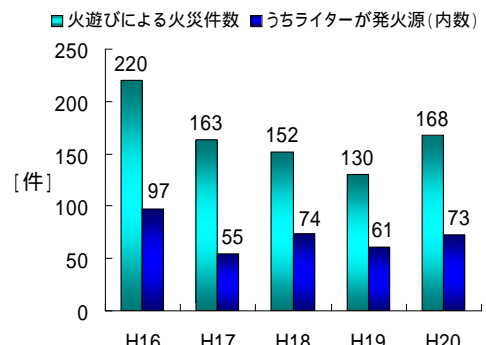


図 2 火遊びによる火災件数



表2 死者2人が発生した火災の概要

出火時分	平成20年1月12時ごろ
用途等	住宅 防火造2階建て 延べ面積72㎡
被害状況	建物半焼1棟 14㎡、天井10㎡焼損 死者2人(2歳男児、1歳男児)
概要	<p>この火災は、住宅の2階居室内から出火したものの。なお、この火災で男児2人が亡くなっている。</p> <p>両親が外出中に、2歳の男児が母親のライターを用いて、居室内に干されている洗濯物に火をつけたため、出火したことが原因。</p> <p>出火建物近隣で工事作業中の男性が付近に漂う煙に気づき、出火建物からの炎と黒煙を発見し、すぐに自分の携帯電話で119番通報した。</p> <p>火災を発見した男性は、近隣建物に設置してある消火器を使用し、また、近くに居住する男性も火災に気づき、消火器を使用して消火したが、効果はなかった。</p>
写真1	洗濯物を白紐で再現した状況
写真2	室内で発見されたライターの状況
	

また、子供のライター使用による事故としては、全国の各消費生活センター（全国消費生活情報ネットワーク・システム：PIO-NET（パイオネット））に過去10年間（平成10から20年）に8件寄せられている。危害の状況は主に火傷である。

これらの相談では、ライターの形状がチェロ型やピストル型などであったこと、販売されていた場所が雑貨店やスーパーなど子供が多く出入りする所であったこと、提供の仕方が玩具の福袋、運動会の景品及びいわゆるガチャポンゲーム機などであったことにより、子供が玩具のようにいじって、点火し、火傷に至ったケースが多い。

生活文化スポーツ局で平成21年8月に実施した、幼児の身の回りの危険に関するインターネット消費者アンケート調査の中に、ライターによる危害や危険に関して複数の記述があった。子供がライターで遊んでいたり、ライターを誤って使用してしまうなどして、火傷を負った又はしそうになっている。発生場所は居間などの居室内が多く、1及び2歳児でもライターを操作し点火していることがわかった。

(2) 海外の状況

財団法人自治体国際化協会の世界7カ国にある事務所に依頼するなどして、海外の状況を調査したところ、次のことがわかった。

ア アメリカ（CPSC：消費者製品安全委員会）

アメリカでは、平成6年にCPSC（消費者製品安全委員会）がチャイルドレジスタンス機能に関する安全基準（Consumer Product Safety Standard for Cigarette Lighters(16 CER Part 1210)）を策定し、同年7月12日以降製造、輸入されたライターから適用された。

適用対象は、タバコ、葉巻、パイプ煙草に点火する目的で消費者によって幅広く用いられる火災発生装置製品（＝シガレットライター）のうち、次に該当するもの。

- ・使い捨て（ディスポーザブル）ライター  
燃料の再充填ができないライター、または、燃料はガスで工場出荷額が 2.25 ドル（平成 15 年改定）未満のライター。
- ・ノベルティライター  
娯乐的なオーディオ効果、視覚効果を備えたライター、5 歳未満の幼児を使用者として想定していると一般的に認知される品目に類似した形状もしくは機能を持つライター（燃料はガス及びオイル）

要件は次のとおり。

- ・試験において幼児パネルの 85% について、ライターの完全な作動を防止しうるもの
- ・ライターのメカニズム及びシステムは次の機能・特徴を備えていること  
点火メカニズムの動作が完了するたびに、自動的にリセットされること  
通常の使用時において安全に機能することが損なわれることがないこと  
ライターの使用可能期間中は有効であること  
容易に改造、解除できないこと

基準実施による効果は、表 3 のとおり。平成 6 年の基準制定から平成 10 年までの間で、ライターが原因の火災死亡事故は 43% 減少した。

表 3 ライターが原因による事故件数推移

事 故	平成 6 年 [ 件 ]	平成 10 年 [ 件 ]
死亡	230	130
死亡（5 歳以下）	170	40
住宅火災	11,100	6,100
ケガ	1,600	810

#### イ EU（欧州委員会）

EU（欧州委員会）では、平成 14 年 5 月 25 日にチャイルドレジスタンス基準（BSEN 13869 Lighters - Child resistance for lighters, Safety Requirements and Test Methods.）を承認し、同年 12 月までに各国の規格とするとした。

その後、平成 18 年 5 月 11 日欧州委員会決定によりライターの安全基準の国際規格である EN ISO 9994:2002 と EU 基準である 13869:2002 の双方が義務付けされた。

適用対象は、タバコ、葉巻、パイプ煙草に点火する目的で消費者によって幅広く用いられる火災発生装置製品のうち、次に該当するもの

- ・充填式で最低 5 年間の耐用年数、2 年間の保証期間を有し、EU 加盟国内でアフターサービスが行なわれるライター以外のもの。
- ・工場引渡し価格が 1,75 ユーロ未満（2 アメリカドルに相当）のライター（ただしこの価格の基準はあくまでも目安であり、他の要件が優先する。）
- ・ノベルティライター  
一般的に 51 ヶ月未満の幼児の興味をそそると認識されるもの、またはこの年齢層の幼児による使用を想定したものに何らかの形で類似している、ないしは娯乐的なオーディオ効果、アニメーション効果を備えたもの。別途取り付け可能なホルダーや付属品が含まれる。

要件は次のとおり。

- ・試験において幼児パネルの 85% について、ライターの完全な作動を防止しうるもの
- ・ライターのメカニズム及びシステムは次の機能・特徴を備えていること  
点火メカニズムの動作が完了するたびに、自動的にリセットされること  
通常の使用時において安全に機能することが損なわれることがないこと  
ライターの使用可能期間中は有効であること  
容易に改造、解除できないこと
- ・ノベルティライターは全て禁止

ウ その他の国

オーストラリアやニュージーランドでもアメリカやEUと同様の規制を実施している。

2 子供に対するライターへの安全対策における現状と課題

(1) 行為者年齢別にみた火遊びによる火災の実態

平成11年から平成20年までのライターを使用した火遊びの火災件数、死者数、負傷者数について行為者の年齢をアメリカやEU等の基準に近い年齢である5歳未満と以上で分けたものが表4である。行為者が5歳未満と以上で死傷者発生率が大きく異なり、5歳未満で8割近いことがわかる。

表4 ライターによる火遊びの死傷者等発生率

行為者年齢	件数 [件]	死者数 [人]	負傷者数 [人]	死傷者の発生率 (100件あたり)[%]
5歳未満	98	3	75	79.6
5歳以上12歳以下	413	4	133	33.2
合計	511	7	208	42.1

表5に、火遊び以外の原因により発生した火災件数、死者数、負傷者数を示す。放火などの他の原因による火災と比較しても行為者が5歳未満の死傷者発生率がかなり高いことがわかる。

表5 火災に対する死傷者の発生率等

原因	件数 [件]	死者数 [人]	負傷者数 [人]	死傷者の発生率 (100件あたり)[%]
放火	23,211	474	1,610	9.0
たばこ	9,752	332	1,717	21.0
ガステーブル等	5,998	63	2,717	46.3
花火	439	0	23	5.2

火遊びによる火災の発生状況からみた安全対策における課題として、次のことが言える。

火災の実態や海外の規制状況を勘案すると、今後、国内においては、51ヶ月(4歳3ヶ月)未満の幼児の事故防止を視野に入れ、ライターのチャイルドレジスタンス対策を検討することが必要であると考えられる。

一般的に、ライターへのチャイルドレジスタンス対策が有効に機能するのは、大人の真似やライターは火がつくものということを理解しないまま触っていて点火してしまうことが想定されるような幼児(未就学児)であるといえるので、そのことを勘案しても、対象年齢を51ヶ月(4歳3ヶ月)未満の幼児とするのは妥当なところであると考えられる。

(2) 国内に流通するライターの状況

平成19及び20年に国内に流通したライターの数量を示したものが図3及び4である。平成19及び20年ともに輸入品が8割以上となっている。平成20年の国内のライターの流通量は19年に比べ増加し、6億個を超えている。

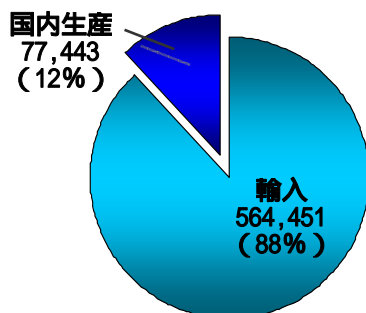


図3 平成20年国内流通数量[千個]

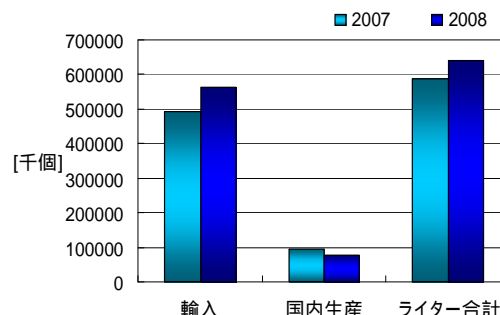


図4 国内流通数量[千個]

輸入に関する値は輸入通関ベース、国内生産に関する値は工場出荷ベース

ライターの流通状況からみた安全対策における課題として、次のことが言える。

国内には年間約6億個以上のライターが流通している。これを国民1人当たりの年間の所有数に換算すると5から6個になり、ライターは生活の中で身近に数多く存在しており、国内に流通するライターは供給過剰気味であることが懸念される。また、流通量の8割を安価な輸入品が占めているのが現状である。

仮に、ライターに関する規制を行う場合には、この2点については十分に考慮することが必要であると考えられる。

### (3) 国内に流通するライターに関する規制の状況

国内に流通するライターに関する自主規制としては、社団法人日本喫煙具協会が定める「シガレットライター安全基準」がある。また、それとは別に、任意の規格として、財団法人製品安全協会が定める「携帯用簡易ガスライターの認定基準」がある。

ただし、これらの規制は業界団体に加入している事業者、任意の規格は登録している事業者の製品にしか規制の範囲が及ばず、現在、国内において流通しているライターのうち、「シガレットライター安全基準」や「携帯用簡易ガスライターの認定基準」の対象となっているものは約半数と推定されている。

国内にはライターの安全対策に関する法的規制はない。仮に、既存の法律でライターを規制することとした場合、対応することができる可能性があるのは消費生活用製品安全法であると考えられる。

この法律では、消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品については、国の定めた技術上の基準に適合した旨のPSC(Product Safety of Consumer Productsの略)マークがないと販売できないことになっている。仮に、マークのない製品が市中に出回った時は、国は製造事業者等に回収等の措置を命ずることができる。これらの規制対象品目は、自己確認が義務付けられている「特定製品」と、第三者機関の検査が義務付けられている「特別特定製品」がある。現在、指定されている「特定製品」及び「特別特定製品」は表6のとおりである。

ライターの規制を消費生活用製品安全法で実施することとなった場合は、まず、ライターを特定製品に指定し、技術上の基準を設定する必要がある。技術上の基準として想定されるのは、業界団体が定める自主基準やアメリカやEUなどで実施されているチャイルドレジスタンスに係る基準などである。

表6 特定製品及び特別特定製品

特定製品	登山用ロープ	身体確保用のものに限る。
	家庭用の圧力なべ及び圧力がま	内容積が10リットル以下のものであって、9.8キロパスカル以上のゲージ圧力で使用するように設計したのものに限る。
	乗車用ヘルメット	自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものに限る。
	石油給湯機	灯油の消費量が70キロワット以下のものであって、熱交換器容量が50リットル以下のものに限る。
	石油ふるがま	灯油の消費量が39キロワット以下のものに限る。
	石油ストーブ	灯油の消費量が12キロワット(開放燃焼式のものであって自然通気形のものにあつては、7キロワット)以下のものに限る。
特別特定製品	乳幼児用ベッド	主として家庭において生後二四ヶ月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したのものとし、揺動型のものを除く。
	携帯用レーザー応用装置	レーザー光(可視光線に限る。)を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したのものに限る。
	浴槽用温水循環器	主として家庭において使用することを目的として設計したものに限り、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となっているものであつて専ら加熱のために水を循環させるもの及び循環させることができる水の最大循環流量が十リットル未満のものを除く。

国内の規制の状況からみた安全対策における課題として、次のことが言える。

ライターを規制するものとして、国内には、業界団体の自主規制や任意の規格しかなく、そのため、ライター全てを網羅した安全対策が図られておらず、問題である。



国内に流通するライター全てに安全対策及びチャイルドレジスタンス対策を実施するためには、法律により規制することが早急に必要であると考えます。

#### (4) その他の課題

##### ア 試験の実施

国内においてチャイルドレジスタンス対策に関する試験を実施したことがある機関はない。法律により規制するためには、試験方法の確立が不可欠であり、そのための体制整備が必要である。今後、アメリカやEUなどの状況を勘案し、国内における試験機関の整備などについて検討する必要があると考えます。

##### イ 輸入品への対策

国内に流通するライターは輸入品が大半を占める。そのため、輸入品に対して、実効的な対策を行うことができなければ、安全対策が図られたとは言えない。業界団体の自主規制や任意の規格では、その団体に加入または登録している事業者にしき規制の範囲が及ばないため、すべての輸入品への対策は不可能である。よって、国内に流通するライターを全て網羅して規制するためには、法律による規制が必要であると考えます。

##### ウ 販売方法の検討

前述のとおり、各消費生活センターなどに寄せられる相談には、売場の状況及び提供のされ方などから子供がライターとは認識できないまま操作した事例が数件あった。

ライターはあらゆる業態の店舗に出荷されており、特に、ディスポーザブルライターは、コンビニエンスストアや一般小売店など子供がよく出入りするような店舗に多く出荷されている。

様々な店舗のあらゆる場所で、子供がライターと接触する機会があることから、ライターを販売している事業者は、子供への安全対策として、取り扱いに注意するなど販売方法を検討する必要があると考えます。

##### エ 保護者への普及啓発

様々な機関から注意喚起がされているが、事故は減少していない。特に幼い子供がいる家庭の保護者に対して、さらに、効果的な普及啓発を行うことが必要であると考えます。

##### オ ライトターのチャイルドレジスタンスに関する特許の取得状況

ライターのチャイルドレジスタンス対策が実施されている海外の事業者は、日本国内において、すでに、ライターのチャイルドレジスタンス対策に関する機構や構造についての特許を取得している。このことは、今後、日本においてもチャイルドレジスタンス対策を実施する上で、障壁となることが想定される課題であると考えます。

### 3 子供に対するライターの安全対策に係る今後の取組についての提言

協議会は、子供に対するライターの安全対策を講じるため、今後、消費者、国、事業者及び東京都が今後取組むべき事項について、次のとおり提言する。

特に、東京都には、国への提案、事業者への要望、消費者への普及啓発等、提言の趣旨を踏まえた取組を積極的に推進することを強く求める。

#### (1) 子供に対するライターの安全対策の実施

##### ア ライターへのチャイルドレジスタンス対策の実施

子供が行為者となりライターが原因となっている火災件数は一向に減少しておらず、これらの火災による被害も大きい。こうした事故を防ぐためには、子供が簡単にライターを操作することができないようにする“チャイルドレジスタンス対策”を早急に行う必要がある。

対策を実施するに当たっては、アメリカやEUなどと同様の規制を行い、ほとんどの幼児がライターを操作できないような機能を付加すべきである。また、国内に流通するライターの大半を占める輸入品や基準を遵守しない違反品に対して、実効的な対策を行うことも重要である。さらに、製造事業者がライターにチャイルドレジスタ

ンス対策を施すに当たって、支障となる特許の課題についても考慮することが必要となる。

そのため、国は、国内に流通するライターにチャイルドレジスタンス対策を実施するために、法律などによる規制を行うことを念頭に検討すること。

イ 試験に係る取組の実施

アメリカやEUなどでは、その国に応じた試験体制などが整えられている。

国内で規制を行うには、同じように、試験方法の確立や試験に係る体制整備が必要であることから、今後、国及び事業者は、チャイルドレジスタンス対策に関する試験に係る取組を行うこと。

ウ 事業者などによる自主的な取組の実施

法律による規制が実現したとしても、実際に実施され、ライターのチャイルドレジスタンス対策が浸透するまでには相当の期間を要すると思われる。しかし、現在も子供のライター使用による事故は起きている。

そのため、製造事業者は、国内に流通するライターのチャイルドレジスタンス対策を検討するよう努めること。

また、販売事業者は、ライターをカプセル入り玩具として自動販売機（いわゆるガチャポンゲーム機）で販売しないこと、玩具などと一緒に売場に置かないこと、子供が興味を示すようなライターを扱わないことなどに留意し、店頭での取り扱いに注意を払うよう努めること。

(2) 子供のライターの誤使用防止のための消費者への普及啓発

ア 消費者への積極的な注意喚起・普及啓発

子供が家庭内にあるライターを使用してしまい、火災や火傷などの事故にあっていることが多いため、子供のいる家庭の保護者に対して具体的な事故情報や、ライターの取り扱いなどについて注意喚起する必要がある。

これまでも様々な機関が注意喚起しているが、事故件数の推移を見ると、効果があつたかは疑問である。

そのため、東京都は、ホームページへの掲載など様々な媒体、消費者団体・母親グループなどが主催する勉強会及び都が実施する講座などを積極的に活用し、子供のいる家庭の保護者に対し、安易な場所にライターを置かないこと、できれば、簡単に操作できるライターは買わないこと、子供に火の怖さを教えることなどを注意喚起・普及啓発すること。

また、事故情報を商品の安全対策に反映させるためには、まず、消費者に事故にあつたとき、あるいは、ヒヤリ・ハットした情報が第二、第三の同じ事故を防ぐきっかけとなり、商品の改善・改良に繋がることにもなることを知らせ、消費者に積極的に通報してもらう必要がある。

そのため、東京都及び事業者は、消費生活センター及び事業者等の事故情報通報窓口で事故情報を通報するよう消費者に広く働きかけること。

イ 教育機関等への働きかけ

幼い子供に火の怖さを教えることも子供のライター使用による事故防止のためには有効であると考えられる。

これまでも各地の消防署などで普及啓発を行っているが、事故は減少していない。

そのため、東京都は、より効果的な普及啓発を行うために、教育機関及び保育機関などに本協議の結果を情報提供し、子供たちに火の怖さを教えることを働きかけること。